

第 1 章 総 則

第 1 節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、県、市町村、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、県の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき新潟県防災会議が策定する新潟県地域防災計画のうち風水害に関する計画であり、本県地域における風水害の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

新潟県地域防災計画は、本編の「風水害対策編」並びに別冊の「震災対策編」、「津波災害対策編」、「土砂災害対策編」、「原子力災害対策編」、「個別災害対策編」及び「資料編」で構成する。

3 関連計画との整合

この計画の策定に当たっては、国土強靱化基本法や水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「新潟県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「新潟県石油コンビナート等防災計画」と十分な調整を図る。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第 40 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

県、市町村及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

県、市町村及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

県、市町村及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。

7 共通用語

(1) 用語の定義は、次のとおりである。

- ・ 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
(法第2条の2関係)
- ・ 要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。(法第8条第2項関係)
- ・ 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(法第49条の10関係)
- ・ 地区防災計画 地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。(法第42条第3項及び第42条の2関係)
- ・ 避難場所 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
- ・ 指定緊急避難場所 避難場所のうち市町村が指定したもの。(法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係)
- ・ 避難所 避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
- ・ 指定避難所 避難所のうち市町村が指定したもの。(法第49条の7及び第49条の8関係)

- ・罹災証明書 災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。（法第90条の2関係）
- ・被災者台帳 被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第90条の3関係）

(2) 「災害予防」、「災害応急対策」の章の各節の冒頭では、計画に関連する主な関係機関を掲載している。県の関係部局及び県災害対策本部の関係部が複数にわたる場合、中心的な役割を果たすものを◎で示す。

8 その他

個別災害対策編に「総則」、「災害復旧・復興計画」の章は設けないが、本計画の同章を適用する。

第2節 県民及び防災関係機関等の責務 と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

(1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本県の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、県、市町村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、住民、地域、行政（防災関係機関）の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

気候変動による豪雨の増加傾向や少子高齢化等による社会環境の変化が顕在化し、風水害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、たとえ、大規模な豪雨等が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い新潟県」を実現していく。

ア 住民等に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- (イ) 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (ウ) 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。
- (エ) 県及び市町村は、住民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- (イ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。
- (エ) 県及び市町村は、住民及び企業等の安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割

- (ア) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
- a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟
 - d 国の研修機関等及び県及び市町村の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築
 - e ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化
 - f 災害対応業務のプログラム化、標準化
 - g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
 - h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 県、市町村及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実に努める。
- (ウ) 県、市町村及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (エ) 県、市町村及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (オ) 県、市町村及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実に努める。
- (カ) 県、市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (キ) 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (ク) 内閣府は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。
- (ケ) 県、市町村は、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。

エ 支援と協力による補完体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、

在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも充分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害、冬季風浪による海岸決壊や高潮災害など比較的少ないが、全国屈指の豪雪地帯であること等を踏まえ、積雪期などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。震災対策編第1章第4節「複合災害時の対策」において統括的な方針を示すほか、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

県、市町村及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 県全体の防災力の計画的な向上

県は、市町村及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、県全体の総合的な防災力向上を県民運動として推進する。

2 防災関係機関及び県民の責務

(1) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ 市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ 平常時から自主防災組織やNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 県民（住民・企業等）

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市町村、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

3 各機関の事務又は業務の大綱

新潟県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、県内各市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内のその他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて新潟県の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新 潟 県	1 新潟県防災会議に関すること 2 市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難指示等に関すること 7 市町村の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	こと 11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること
新 潟 県	18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること
(新潟県警察本部)	20 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 21 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 22 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 23 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
市 町 村	1 市町村防災会議に関すること 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関すること 6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 11 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 15 ガス、水道等公営事業の災害対策に関すること
指定地方 行政機関	関東管区警察局 1 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 警察庁及び他管区警察局との連絡に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること 5 津波、火山警報の伝達に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方 行政機関	関東財務局 (関東財務局)	1 地方公共団体に対する災害融資に関すること 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関すること 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること 4 災害時における地方公共団体等に対する固有財産の無償貸付等に関すること
	関東信越厚生局	1 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること
	北陸農政局	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3 農業用施設における事前防災の徹底に関すること 4 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
	関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興のための各種援助措置に関すること
	東北経済産業局	電気の安定供給に関すること
	関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
	関東東北産業保安監督部 東北支部	電気施設の保安に関すること
	北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送及び港湾荷役作業の確保に関すること
	新潟空港事務所	1 空港及び航空保安施設の管理運用に関すること 2 航空機による輸送の確保に関すること
第九管区海上保安本部	1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること	
東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動	

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関		<p>による地震動に限る) 及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</p>
	信越総合通信局	<p>1 災害時における通信・放送の確保に関すること</p> <p>2 災害時における非常通信に関すること</p> <p>3 非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること</p> <p>4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること</p>
	新潟行政評価事務所	<p>1 被災者への生活支援情報の提供</p> <p>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</p> <p>3 特別行政相談所の開設</p>
	新潟労働局	災害時における産業安全確保に関すること
	北陸地方整備局	<p>1 台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること</p> <p>2 港湾、航路及び港湾内運河並びに空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること</p> <p>3 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること</p> <p>4 一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関すること</p> <p>5 洪水予報指定河川（信濃川、阿賀野川、関川、荒川、姫川）の洪水予報業務に関すること</p> <p>6 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること</p> <p>7 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関すること</p> <p>8 土砂災害緊急情報の発表等に関すること</p> <p>9 荒川水系大石川及び信濃川水系三国川におけるダム管理に関すること</p> <p>10 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること</p> <p>11 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること</p> <p>12 国が行う海洋の汚染の防除に関すること</p> <p>13 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。</p> <p>14 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
北陸地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用への支援・協力に関すること 2 国土院が提供及び公開する防災関連情報の活用への支援・協力に関すること 3 地理情報システム活用への支援・協力に関すること 4 災害復旧・復興のための公共測量の技術的助言に関すること
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること
NTT東日本 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するため の措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
東日本高速道路株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道の防災管理に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
		2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
	電源開発株式会社	ダム施設等の防災管理及び災害復旧に関すること
	東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	日本郵便株式会社	災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること
指定地方 公共機関	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	新潟県土地改良事業団体連合会	各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整に関すること
	水防事務組合	水防施設、資機材の整備と管理及び水災の警戒防御に関すること
	北陸瓦斯株式会社 越後天然ガス株式会社 新発田ガス株式会社 蒲原瓦斯株式会社 佐渡瓦斯株式会社	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	一般社団法人 新潟県LPガス協会	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること
	新潟運輸株式会社 東部運送株式会社 中越運送株式会社 プリヴェ運輸株式会社 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 佐渡汽船運輸株式会社 新潟交通株式会社 越後交通株式会社 頸城自動車株式会社 蒲原鉄道株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
指定地方 公共機関	佐渡汽船株式会社 粟島汽船株式会社	海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 株式会社柏崎コミュニティ放送 株式会社エフエム新津 株式会社けんと放送 株式会社エフエムしばた 株式会社エフエム雪国 長岡移動電話システム株式会社 燕三条エフエム放送株式会社 エフエム角田山 コミュニティ放送株式会社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルテレビジョン株式会社 株式会社エヌ・シー・ティ 株式会社佐渡テレビジョン	1 津波警報、気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
株式会社新潟日報社	災害時における広報活動に関する事
一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	災害時における医療救護に関する事
一般社団法人新潟県商会議所 連合会 新潟県商工会連合会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に 関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あ っせんに関する事
公益社団法人新潟県看護協会	災害支援ナースの派遣に関する事
公益社団法人新潟県助産師会	災害時における助産に関する事及び妊産婦、新生 児等の保健指導に関する事
その他の 公共的団 体及び防 災上重要 な施設の 管理者	災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急 輸送の確保に関する事
全国農業協同組合連合会新潟 県本部 森林組合、 漁業協同組合、 農業協同組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関す ること 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊 急輸送の確保に関する事
病院、診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関 すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関する事
ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関する事
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関する事
新潟県災害ボランティア調整 会議	1 県災害ボランティア支援センターの設置・運営の 支援協力 に関する事 2 市町村災害ボランティアセンターの支援に関する事
新潟県災害福祉広域支援ネッ トワーク協議会	災害派遣福祉チーム（以下、「DWAT」とい う。）の派遣に関する事

第3節 新潟県の実然条件

1 地形・地質の概要

(1) 新潟県の実置

新潟県は、日本列島（日本海側）のほぼ中央に位置し、日本海沿いに南北に細長く伸び、本州の部分と佐渡島及び粟島からなっている。総面積は12,584km²（全国土の3.3%）で、北海道、岩手県、福島県、長野県に次ぐ全国第5位の広さである。

方位	東端	村上市三面	東経 139 度 54 分
	西端	糸魚川市市振境川	東経 137 度 38 分
	北端	村上市伊呉野	北緯 38 度 33 分
	南端	南魚沼郡湯沢町白砂山	北緯 36 度 44 分

(2) 地形及び地質

新潟県は複雑な地形・地質を有しており、それによりいくつかの地形区に区分することができる。村上新発田一小出湯沢を結ぶリニアメント（新発田一小出線）によって、東部山地区と中部平野山地丘陵区に二分され、さらに後者は糸魚川ー静岡構造線によって、西部山地区と分離される。これに離島区である佐渡区及び粟島区を加えて、5地形区となる。

ア 東部山地区

本地区は、新発田一小出線以東の山地で、地質的には主に古生代・中生代の古い岩石と花崗岩類からなり、朝日山地、飯豊山地、越後山脈、三国山脈など標高2,000メートル級山地から構成される。朝日山地、飯豊山地は山頂高度が比較的そろい、起伏が小さく、氷河地形と思われる平滑な斜面からなっている。越後山脈は雪崩で磨かれた急峻な山稜からなっており、鋭い岸壁と豊富な雪が特徴である。また、本地区の北部には第四紀の火山は存在しないが、南部には守門岳、浅草岳、飯士山、苗場山などの火山があり、特徴的な地形をなしている。中・古生層は、堅硬緻密なるがゆえに土壌の発達に乏しく、崩壊が始まると大崩壊を形成することが多く、多雪による影響と相まって多くの土砂生産を行っている。特に、胎内川及び魚野川においては著しい扇状地の発達を見ることができる。また広く分布する白亜紀～古第三紀花崗岩類は、北部に至るにつれ破碎が激しくなる傾向が認められ、全般的にマサ化が著しい。飯豊山地の西側ではしばしば土石流の発生がみられ、これからも羽越水害のような大規模土砂災害の発生するおそれがある。

イ 中部平野山地丘陵区

本地区は、北部フォッサマグナ地域と呼ばれている地区で、新第三紀層及び第四紀層よりなっており、新潟方向と呼ばれる北東ー南西方向に雁行状に配列する褶曲構造に大きく支配されている。おおむね山地・丘陵が背斜構造、信濃川、洩海川、鯖石川などの主要河川は向斜構造のほぼ中心を通っていることが多い。褶曲構造は現在も活動中で、背斜構造にある山地・丘陵が隆起を続け、将来向斜構造にある河川との地形

的対立をますます明瞭にしていくものであり、大局的にみれば土砂災害の発生を促す一因となる。また本地域に広く分布する寺泊層、椎谷層及び西山層は、その性質から地すべりを起こしやすいため、毎年雪崩とともに融雪による地すべりが東頸城地域を中心に多発しており、その分布密度は日本一である。新潟平野、柏崎平野及び高田平野は、前面を海岸砂丘にふちどられた沖積平野であり、中を流れる信濃川、阿賀野川などの大河川では氾濫が繰り返されたことが、河川沿いに残る多数の旧流路・自然堤防から推測できる。高田平野西縁と糸魚川―静岡構造線にはさまれた地域は、非常に変化に富んだ地形からなっており、現在もときどき噴煙をあげる焼山、カルデラをもつ複式火山の妙高山、妙高連峰最高峰の火打山など、いずれも標高 2,400 メートルを超える高山である。西頸城山地から流下する海川、早川、能生川などは急流河川であり、急峻な地形を作り上げている。随所に地すべりがみとめられ、妙高山の温泉地すべり、1751 年に突然発生し多くの犠牲者を出した名立崩れ、粟立山東斜面の地すべり集合体などがよく知られており、万内川水系では新潟県で初の砂防工事が実施された記録すべき地域である。

ウ 西部山地区

本地区は飛騨山脈北部にあたり、地質的には西日本の性質を持っている。糸魚川―静岡構造線に沿って流れる姫川は、稗田山の大崩壊地をもつ荒廃河川である。田海川、青海川などは、直接日本海に注ぐ流路延長が短く急な河川であり、土砂の流出量も多い。本県最高峰の小蓮華山 (2,769 メートル) は飛騨山脈白馬岳北方の小突起にすぎないが、森林限界を超え高山的特徴を持っている。小滝川と日本海にはさまれた明星山・黒姫山は、古生代の石灰岩によりなり、深さ 500 メートルを超える垂直洞穴、大規模なポリエ、ドリーネ、鍾乳洞など特徴あるカルスト地形がみられる。飛騨山脈が急に日本海に落ち込むところが、親不知・子不知の険で、急峻な海食崖であり、交通の難所として知られている。

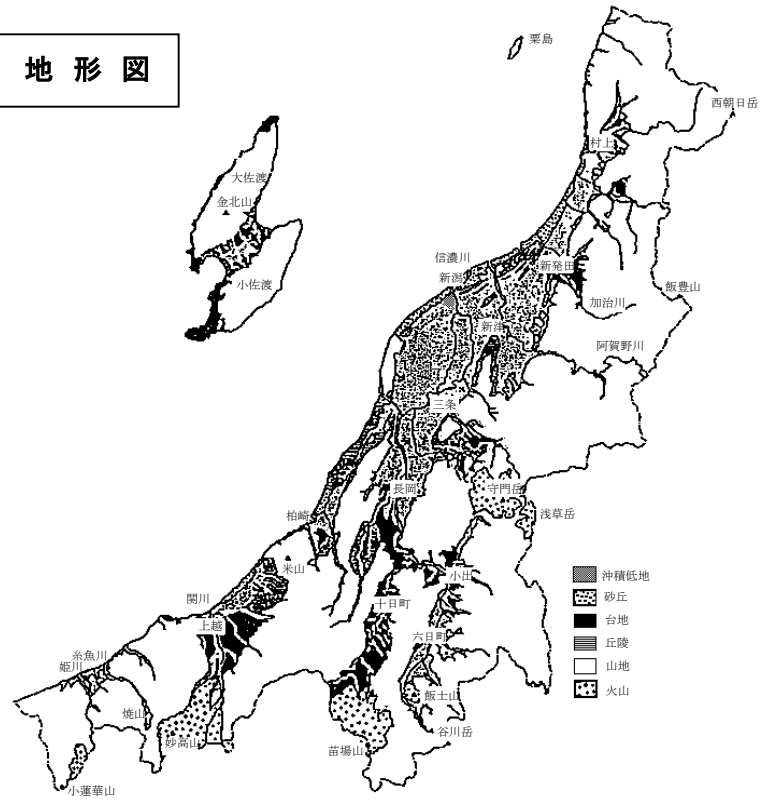
エ 佐渡区

本地区は主として新第三紀層及び第四紀層よりなり、一部に古第三紀層、局所的に先第三系の古い岩石も分布する。国仲平野をはさんで、北西側に大佐渡、南東側に小佐渡が北東―南西方向に並走し、北東側に両津湾、南西側に真野湾の湾入がある。大佐渡は金北山をはじめとする標高 500～1,000 メートルの山地からなるのに対して、小佐渡は標高 500～600 メートルの起伏の小さな山地とそれを取り囲むような丘陵からなっている。島を縁取るように数段の海成段丘が発達しており、その規模は世界的な標式地とされる地中海周辺をはるかにしのぐほどである。

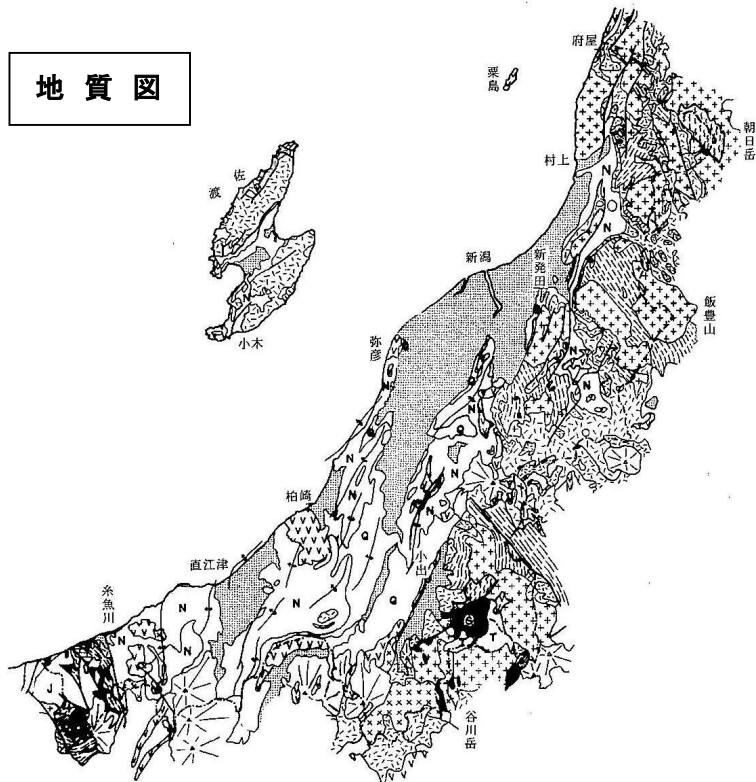
オ 粟島区

本地区は、新第三紀七谷層の硬質頁岩を貫く寺泊階の粗粒玄武岩よりなり、北西に緩く、南東に急傾斜する丘陵を主体としており、平坦な海成段丘面はわずかに北端及び南西端などにみられる程度である。新潟地震時に東岸で大きく、西岸で小さい隆起運動をしており、その痕跡は現在でも東海岸でみられる。

地形図



地質図



- | | | |
|---------------|---------------------|--------------|
| 沖積層 | グリーンタフ層 | 古期岩層(中～古生層) |
| 第四紀火山 | 新第三紀深成岩 | 石灰岩 |
| Q 糸魚川・矢代田層 | 白亜紀～古第三紀花崗岩 | 変成岩・片麻岩 |
| N 西山層・寺泊層・七谷層 | S 古第三紀層 東馬(下部ジュラ紀)層 | 蛇紋岩・はんれい岩(G) |
| 新第三紀火山岩 | T 奥利根(上部三畳紀)層 | 背斜軸層 |

2 気候及び気象の概要

(1) 気候の概要

新潟県の気候は、梅雨期から夏にかけての降水量が多いだけでなく、冬期も雪や雨としての降水量が多い典型的な日本海側気候を呈している。また、冬期における北西の季節風が強いのも特徴の一つである。

県土は南北に長く伸びているが、南部と北部でも気候的に大きな差はなく、海岸、平野、山沿いなどの地形により、風の強さ、雨や雪の量に差が出る。

ア 気温

1月の平均気温（アメダス平年値）は、佐渡や上越の一部を除いて3℃以下で、中越の山沿いでは氷点下となる。

8月の平均気温（アメダス平年値）は、下越の海岸及び上越の海岸や平野部で26℃前後の高温域となるが、山沿いでも24℃前後となり、その差は比較的小さい。

イ 降水量（雨・雪）

梅雨期から夏にかけてと冬期に降水量の極大がある。特に多雪地帯では、冬期の降水量が多くなる。

(ア) 雨

県内での大雨は、梅雨期から8月にかけての期間に多く、集中豪雨といわれる局地的な大雨もこの期間に多い。

(イ) 雪

降雪量及び積雪の多さが、本県の気候の特徴である。上越、中越の平野部や山沿いの市街地や村落でも2mを超える積雪となるところが多く、山間部（福島、群馬、長野、山形各県との県境付近）では3mを超える積雪となる。

中越、下越の海岸や佐渡（山を除く）での積雪は、50cm以下と少ないのも特徴である。

ウ 風

冬期に海岸や平野部で強くなる北西の季節風が特徴である。

エ 波・潮位

春・夏期は、低気圧や台風の通過により波の高いことがあるが、比較のおだやかな日が多い。冬期は、北西の季節風のため全般に波の高い状態となる。

潮位は、干満の差が40cm程度と小さい。月の平均潮位は、2～3月に最小、8～9月に最大となる。

(2) 気象の特徴

新潟県は、北東から南西に細長く、かつ面積も広いため、同じ気象現象による天気の見え方は、上越、中越、下越及び佐渡の4地域での時間差や、海岸、平野部、山沿いでの降水や風の強さに差が生じることが特徴となっている。

ア 気温

記録的な高温は、南よりの風が卓越するフェーン現象によって発生することが多いが、これは、日本海を低気圧や台風が通過する際に発生する。

イ 降水量（雨、雪）

(ア) 雨

大雨は、6月下旬から7月の梅雨時期だけでなく、8月にも同じ程度の回数が発生している。梅雨前線、夏の前線（太平洋高気圧が弱まった時に、日本の北に押し上げられていた前線が南下）及び雷雨などがその原因である。また、台風の接近、通過も大雨をもたらす原因の一つである。

(イ) 雪

北西の季節風のため、一般的に山沿いが平野部より降雪が多いが、日本海に低圧部が発生するなど、気圧配置によっては海岸や平野部でも多く降る（里雪型降雪）ことがある。また、JPCZ（日本海寒帯気団収束帯）が発生した場合、それに伴う帯状雲の周辺では、局地的な大雪となることがある。

雪の降り方と降雪地域

種類	気象現象と降雪地域
山雪型降雪	強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。 海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、上越、中越の山沿いを中心に大雪となる。海岸や平野部での降雪は少ない。
里雪型降雪	大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、海岸、平野部でも大雪となりやすくなる。

ウ 雪崩

新潟県における雪崩は、12月から5月までの間に発生しており、厳冬期の1～2月に多い。気圧配置でみると冬型の気圧配置時に起こるものが約半数を占める。

雪崩の発生しやすい条件には、次のようなものがある。

- (ア) 低温で大量の降雪がある場合に発生するもの。
- (イ) 気温上昇に伴う融雪水の増加により発生するもの。
- (ウ) 降雨の浸透により発生するもの。
- (エ) 強風による異常な雪の吹き溜まりや雪庇の崩落により発生するもの。

エ 強風

強風は、冬の季節風の他に台風、低気圧、前線の通過などを原因として発生する。

風向は、気圧配置や、その地域の地形、河川走行等により決まる。例えば、冬期は西高東低の気圧配置により北西の風が卓越し、海岸に近づくほど北や北西の頻度が多いが、平野部では西より、上越や信濃川上流の流域では南よりの頻度も多くなる。

県の東北部にみられる「荒川だし」、「胎内だし」、「安田だし」などの局地風は、脊梁山脈を吹き降りるフェーンの風で、風向はいずれも南東となっており、乾燥と高温をもたらす。

オ 波浪・潮位

冬期は、北西の季節風のため波の高い状態となる。特に、北から強い寒気が南下する場合は、6 mを超える「大しけ」となるときがある。その他の時期には、低気圧や台風などの通過に伴う波浪がある。

平均潮位が年間最大となる8～9月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなるが、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、沿岸に被害をもたらすことが多い。

カ 台風

(ア) 新潟県に接近する台風の特徴

台風は、その進路や強さ、規模によって雨・風の影響が異なってくる。当県の場合は、台風の中心が遠ざかる際に最大風速が出る特徴がある。

(イ) 進路による雨及び風の分布特徴

進 路	雨及び風の分布特徴
日本海を北東に進む場合	南西～西の強風が吹きやすい。フェーン現象となり、気温が上がり乾燥する。 前線が新潟県付近にある場合を除けば、大雨はほとんどない。 《平成3年9月27～28日台風19号》
新潟県の直ぐ西側を北東に進む場合	暴風が最も吹きやすくなる進路である。 台風の中心が過ぎると、南西～西の吹き返し風（急に強まることが多い。）に変わり、最大風速となる。 降水量は、吹き返しの風の影響を受ける上越、中越、下越の山沿いで多くなり、50～100 mmとなるが、他の地域は比較的少ない。 台風が近づきつつあるときは、フェーン現象による高温、乾燥に対する注意が必要である。 《昭和36年9月16日台風18号（第二室戸台風）》
新潟県を縦断して北東に進む場合	雨、風とも強い。 台風が通過する直前に、北よりの風が強まり、その後一端やや弱まるが、台風の中心が通過して暫くすると西～北西の吹き返し風が強まる。 降水量は、上・中越地方で多くなり、100～200 mmに達する。 《平成2年9月19～20日台風19号》
新潟県の東を北上する場合	雨が中心となるが、強い台風であれば、風も強まる。 風は、冬の季節風と似ており、北西～北の風が海上や海岸で強くなるが、内陸部は比較的弱い。 台風の接近前は、北～北東の風、その後北西～北の風になり、県の南東部に最も近づいた頃に最大風速となる。 降水量は、中越地方南部から上越地方にかけて多くなり、100～200 mmに達する。 《昭和56年8月23日台風15号》

(3) 月別の気候特徴

月	気 候 特 徴
1月	警報級の降雪となる場合も多い。雪の降る地域と量は、寒気と下層風によってほぼ決定する。 冬型が緩むと中越の山沿いを中心に晴れ、夜間になると放射冷却により霧が発生し易くなる。
2月	警報級の大雪は、中旬頃までである。この時期は、海面水温が低くなるため、強い寒気が入り込んでも海面からの水分蒸発が少なく、雪は降りにくくなる。 晴れた日の夜間は、放射冷却により霧の発生や低温現象が起こる。
3月	春の兆しが現れるが、冬もまだ同居する。 乾燥注意報が発表されはじめる季節（3月～6月は乾燥の季節）で、新潟市などでは冬型で小雪が降るような状況であっても、湿度が40%台まで下がることもある。 気温が10℃以上になると融雪洪水のおそれがある。
4月	春らしくなるが、冬のもどりも現れる。2～3年に1回位は、山沿いで10～30cmの降雪となることがある。 日本海を通る低気圧の影響で、雪の多い年は融雪洪水のおそれがある。 日本海低気圧の影響で暖気が入ると、日本海の広域で霧が発生し、陸地に入ってくることもある。（4～6月は海霧の季節）
5月	移動性高気圧に覆われ、穏やかな日が多くなる。 遅霜は、平野部では月の前半まで（数年～10年に1回程度）、山沿では下旬まで（10年に1回程度）発生危険性がある。
6月	梅雨入りの時期は6月12日（平年）ごろである。また本格的な梅雨は中旬の後半以降となる。 6月中の梅雨前線による大雨は、数年に1回程度である。
7月	7月24日（平年）ごろの梅雨明けまでは天候が悪い。 大雨は梅雨明け前の中旬頃に多く発生する。梅雨前線による組織的な大雨は、西又は北から移動してくる。
8月	山沿いで雷雲の発達により雷雨が発生しやすくなる。 雷雲は、県内で発生するものだけでなく、長野県で発生したものが県内まで移動してくることがある。 8月後半には前線が南下し、大雨をもたらすことがある。 台風シーズンのはじまりで、日本に接近する台風の数、8月が最も多い。
9月	9月には県内に影響を与える台風が最も多くなる。平均的にみて1年に1回は、比較的大きな被害を与えた台風が接近又は通過している。 台風が新潟県のどちら側を通るかにより、雨や風の影響を受ける地域が大きく異なる。特に、台風が当県の西側を通過する場合、吹き返しの風が急に強くなる。
10月	秋雨の時期が終わると、日本付近を高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変わる。 10月から12月にかけては、低気圧が急激に発達し暴風となるときがある。 標高1,000m付近（三国峠等）では、中旬の後半から下旬に雪が積もるときがある。
11月	寒気が入り込み「しぐれ」の日が多くなる。 下旬に平野部で初雪となり、山沿いで積雪となる。強い寒気が入り込んだ場合は、山沿いで40～50cm/日の降雪となることもある。
12月	冬らしくなるのは12月の半ば頃からで、山沿いでは月間の降水量が最も多くなる。 着雪はこの頃から発生する。 着雪は比較的気温の高い降雪時に発生するが、県内での発生は一冬に少なくとも数回程度起こる。

第4節 新潟県の社会的条件

1 人口

(1) 人口の推移

令和2年国勢調査による新潟県の総人口は、2,201,272人であり、平成27年国勢調査に比べ、102,992人(4.5%)の減となっている。

(2) 1世帯当たりの人数

1世帯当たりの人数は、減少が続いており、令和2年は2.55人で、平成27年に比べ0.17人の減となっている。

(3) 市部及び郡部別比較

地域別について令和2年と平成27年を令和2年10月1日現在の市町村区域で比較すると市部では97,197人(4.4%)の減、郡部で5,795人(7.3%)の減となり、郡部での人口減が顕著である。

(4) 年齢階層別比較

年齢階層別では、年少人口(0歳～14歳)の減少、高齢人口(65歳以上)の増加が続いており、高齢化の進行が顕著(平成7年に高齢人口が年少人口をはじめて上回る。)となっている。

総人口・総世帯数

区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口(千人)	2,451	2,478	2,475	2,488	2,476	2,431	2,374	2,304	2,201
増加率(%)	2.5	1.1	△0.2	0.6	△0.5	△1.8	△2.3	△3.0	△4.5
世帯数(千世帯)	658	681	708	757	796	820	839	848	865
1世帯当たり人数(人)	3.72	3.64	3.50	3.29	3.11	2.97	2.83	2.72	2.55

市・郡部人口

(単位:千人、%)

区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	(構成比)
市部人口	1,556	1,586	1,593	1,612	1,615	2,343 (1,602)	2,290 (1,579)	2,224	2,127	(97)
郡部人口	896	893	882	876	861	88 (830)	84 (796)	80	74	(3)

注 H17及びH22はH27.10.1現在の市町村区域で整理したもの。

また、H17及びH22の()内はH12.10.1現在の市町村区域で整理したもの。

年齢階層別人口

(単位:千人、%)

区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	(構成比)
0～14歳	552	523	463	407	366	330	302	276	248	(11.3)
15～64歳	1,625	1,638	1,632	1,626	1,581	1,515	1,441	1,341	1,232	(56.0)
65歳以上	273	317	378	455	526	581	621	687	721	(32.8)

資料 国勢調査

2 土地の利用状況

平成7年から平成27年までの21年間における利用形態別の推移は、農用地が159km²、森林が20km²減少した一方で宅地が69km²、道路が72km²の増加となっている。農用地の減少が顕著であり、森林は平成12年以降、減少傾向である。

県土の利用区分別面積推移

(単位:Km²、%)

区 分	H7	H12	H17	H22	H27	H7との比較		全体構成比	
						増減量	対比	H7	H27
農用地	1,879	1,822	1,775	1,748	1,720	△159	91.5	14.9	13.7
森林	8,566	8,637	8,614	8,582	8,546	△20	99.8	68.1	67.9
原野	32	32	48	48	52	20	162.5	0.3	0.4
水面・河川・水路	461	459	464	463	459	△2	99.6	3.7	3.6
道路	396	418	435	442	468	72	118.2	3.1	3.7
宅地	481	505	527	544	550	69	114.3	3.8	4.4
その他	765	708	720	758	789	24	103.1	6.1	6.3

合 計	12,582	12,582	12,583	12,584	12,584	2	100.0	100.0	100.0
-----	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	-------	-------

資料：土地利用現況把握調査

3 産業

産業別の就業者数は、全国平均に比べ第1次産業、第2次産業の比率が高いが、農家人口の減少に伴い、年々第1次産業の比率が低下し、第3次産業の比率が高くなってきている。

産業別総生産額の推移 (単位:百万円)

区分	H23	H27	R2
第1次産業	162,754	140,032	155,953
第2次産業	2,432,809	2,570,124	2,633,350
第3次産業	5,960,880	6,290,964	6,018,486

注 輸入税等加減前の数値。資料 令和4年度 新潟県 県民経済計算

産業別就業者数の推移

(単位:千人、%)

区分	新潟県			全国		
	H22(構成比%)	H27(構成比%)	R2(構成比%)	H22(構成比%)	H27(構成比%)	R2(構成比%)
第1次産業	71(6.3)	66(5.9)	59(5.2)	2,381(4.2)	2,222(4.0)	2,128(3.2)
第2次産業	332(29.4)	323(28.9)	323(28.4)	14,123(25.2)	13,921(25.0)	15,317(23.4)
第3次産業	725(64.3)	729(65.2)	755(66.4)	39,646(70.6)	39,615(71.0)	48,024(73.4)

資料 国勢調査

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

(1) 都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等がみられる。

これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル等の安全確保対策等を講ずる必要がある。

一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられる。

これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策が必要である。

(2) 高齢者(とりわけ独居老人)、障害者、外国人等いわゆる要配慮者の増加が見られる。

これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救援・救護対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を、他の福祉施策との整合を図りながら行う必要がある。

この一貫として、要配慮者関連の施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

(3) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活及び産業活動に深刻な影響をもたらす。

このため、これらの施設の災害対策を進めるとともに補完的機能の充実が必要である。

(4) 住民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られる。

このため、地域コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災意識の徹底等を図る必要がある。

(5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第5節 新潟県の既往の主な災害

1 台風災害（第二室戸台風）

(1) 気象概況等

昭和36年9月8日エニウツク島の南海上で発生した台風第18号は、9月16日午前9時過ぎ、室戸岬の西方に上陸した。（室戸岬の最低気圧930.4hPa）

上陸した台風は、正午に淡路島付近、午後1時に大阪湾、午後3時敦賀市付近、午後6時に能登半島東、午後7時佐渡付近、午後8時に酒田沖を通過・北上し、翌17日朝に北海道北部からオホーツク海に抜けた。

新潟県内では、台風が中心が新潟沖の海上を通り過ぎた後、気圧の上昇に伴い、各地でこれまでにない非常に強い西風（最大瞬間風速30～45m/s）が吹き、大きな被害が発生した。

(2) 被害の概要（災害救助法適用56市町村）

ア 死者36名、重軽傷者2,310名

イ 住家被害

全壊2,822棟、半壊19,332棟、一部損壊108,183棟

2-1 集中豪雨災害（8.28羽越水害）

(1) 気象概況等

昭和42年8月27日、日本海に発生した低気圧が三陸沖に抜け、この低気圧から西に伸びる前線が新潟県を経て朝鮮半島東岸へ達していた。

この前線上に新たに発生した低気圧の影響で、28日夕方から前線の活動が活発となり、下越地方の北部で激しい雨が降り始め、岩船郡朝日村三面における18時から21時までの3時間降水量は96mmを観測した。

その後、この強い雨域はやや南下し、低気圧が東北地方中部を通過する28日夜半ころから、加治川周辺で激しい雨となり29日の2時までの3時間降水量は、胎内川第一ダム（県企業局）で184mm、新潟で96mm、二王子岳で88mmとなった。

1時間降水量は、胎内川第一ダムで90mm（29日0時～1時）、新潟では53.8mm（29日1時23分～2時23分）と、このときまでの新潟地方気象台創立以来の記録となった。

強い雨域の南下につれ、荒川、胎内川、加治川、阿賀野川等の河川が次々に増水し、荒川、加治川などの破堤をみたほか、各地の山間部では土砂崩れ、山崩れ、鉄砲水などにより多くの被害がでた。

(2) 被害の概要（災害救助法、県災害救助条例適用27市町村）

ア 死者96名、行方不明者38名、重軽傷者471名

イ 住家被害

全壊1,079棟、半壊2,076棟、床上浸水17,191棟

2-2 集中豪雨災害（7.13新潟豪雨災害）

(1) 気象概況等

平成16年7月12日夜から、日本海から新潟県付近に停滞していた梅雨前線が活発化し、

特に13日朝から昼過ぎにかけて中越地域を中心に非常に激しい雨をもたらした。

雨は、夜に入っても降り続き、13日の降水量は、栃尾市で1日最大雨量421mmを記録したほか、三条市、長岡市、津川町などで日降水量の記録を更新した。

その後、梅雨前線は、14日に一旦は東北地方まで北上したが、15日には再び新潟県付近に停滞し、16日から18日朝にかけて中・下越の所々で激しい雨が降り、18日に福井市付近に南下するまで大雨が続き、大きな被害が発生した。

(2) 被害の概要（災害救助法適用7市町村）

激しい降雨により、13日に信濃川水系の五十嵐川、刈谷田川など6河川で11箇所が破堤したほか、多くの河川で堤防の決壊や越水などが多数発生し、三条市、中之島町、見附市などの住宅地、工場、農地など約6,000ha以上が浸水するとともに各地でがけ崩れなどの土砂災害が多発した。

この水害による避難者はピーク時で約18,700人に達し、41の市町村で災害対策本部等が設置された。

県では、自衛隊の災害派遣要請とともに、緊急消防援助隊及び第九管区海上保安本部に応援要請を行った。

ア 死者15名、重軽傷者82名

イ 住家被害

全壊71棟、半壊5,657棟、一部損壊82棟、床上浸水1,882棟、床下浸水6,197棟

2-3 集中豪雨災害（平成23年7月新潟・福島豪雨災害）

(1) 気象概況等

平成23年7月27日から新潟県と福島県会津を中心に降った雨は、特に28日から30日にかけて、前線が朝鮮半島から北陸地方を通して関東の東に停滞し、大気の状態が不安定となって、記録的な大雨となった。

この期間の雨量は、新潟県加茂市宮寄上で626.5ミリとなり、7月の平年の月降水量の2倍以上となった。1時間降水量では、新潟県十日町市十日町で29日20時51分までに121.0ミリの猛烈な雨が降り観測史上1位を更新したほか、24時間降水量等でも多くの地点で観測史上1位を更新するなど、非常に激しい雨が降った。

(2) 被害の概要（災害救助法適用15市町）

激しい降雨により、信濃川水系の五十嵐川など6河川で9箇所が破堤したほか、多くの河川では氾濫危険水位を超過し、16市町で約15万世帯、約45万人に避難勧告・指示が発令された。

県では、自衛隊の災害派遣要請とともに、大規模特殊災害時における広域航空消防応援の要請を行った。

ア 死者・行方不明者5名、重軽傷者13名

イ 住家被害

全壊41棟、半壊805棟、一部損壊32棟、床上浸水1,004棟、床下浸水7,624棟

（平成26年1月31日現在）

3 土砂災害（5. 18 妙高高原地すべり災害）

(1) 地すべりの概要

昭和53年5月18日午前6時20分頃、妙高高原町の白田切川上流の国有林野内（通称郷田原地積）で大規模な斜面崩壊が発生した。崩壊土砂は白田切川の河床・川岸を浸食しながら土石流に発達し約7km流下した。

途中、この土石流は、白田切川の河床勾配が緩やかになる新赤倉温泉地区を急襲し、この地区に約40万 m^3 土砂を堆積し多大な被害を与えるとともに、旧白田切川の流路を奪回して直進し、国道18号線の白田切橋下流に埋設されていたガスパイプラインを破壊、国鉄信越本線の築堤に乗り上げた。

また、同日13時40分に第2次崩壊が発生した。第2次崩壊に伴う土石流は、第1次崩壊に比べ小規模であり土砂氾濫は起こさなかったが、国道18号線の白田切橋の基礎を洗掘するとともに、国鉄信越本線の築堤を切断した。

第1次及び第2次による崩壊土砂量は、29万 m^3 と推定される。

(2) 融雪水等の状況

5月上旬から中旬にかけて好天が続き、平年より平均気温で3～4℃高い日が続いていたため、1日で数10mmの融雪が起こっていたと推定され、崩壊斜面上方約170haの集水区での融雪水が地中に浸透、多量の地下水となって崩壊部分に集中する状態にあった。

(3) 被害の概要（災害救助法適用）

- ア 死者13名、重軽傷者1名
- イ 住家全壊13棟、住家半壊5棟

4-1 豪雪災害（昭和59年豪雪（昭和58年12月～59年3月））

(1) 気象概況

○ 12月

上旬は、一時冬型の気圧配置となったものの長続きせず、ほぼ平年並に推移したが中旬から冬型の気圧配置が持続し、上・中越の山沿いでは1mを超える積雪となった。海岸平野部でも早い積雪となり、新潟市では12月17日以降3月25日までの長期積雪（100日間）を記録した。

○ 1月

月を通して強い冬型が持続した。中旬後半からは厳しい冷え込みが続き降雪量も多かった。

新潟では、16日から18日の3日間、連続で真冬日となった。中・下旬は大雪となり、特に25日は海岸平野部で大雪（里雪）となった。

新潟での積雪87cm（28日）は、戦後2位、また1月中の真冬日は4日間であった。

○ 2月

上・中旬を中心に強い冬型が持続した。上旬はこの冬で最も強い寒気団が南下し、県内各地とも厳しい冷え込みとなった。新潟では4日から8日まで5日間連続、高田では4日及び6日から8日までの4日間の真冬日を記録した。高田では一日の降雪の深さの合計72cm（6日）を記録した。

下旬は前半冬型が緩み一時穏やかな天気となったが、後半には再び冬型が強まり、風雪

模様の天気となった。

○ 3月

月を通して低温が続いた。上旬は県内各地で再び大雪となり、新潟の2日の日最深積雪72cmは3月としては観測開始以来第1位であった。

中旬に入ると天気は次第に周期的に変わるようになり、冬型の気圧配置は続かなくなった。しかし、上・中越の山沿いの積雪は5mを超え、記録的な大雪となった。

(2) 豪雪に伴う被害の概要（災害救助法及び県災害救助条例適用42市町村）

豪雪により、道路、鉄道等の交通機関の麻痺、電力、通信、水道、ガス等のライフライン施設被害などにより、県内各地で社会・経済活動が著しい障害を受けた。

また、家屋の倒壊・損壊、雪下ろし中の転落事故、雪崩（人や建物に被害を及ぼしたもの33箇所）の発生により、尊い人命や貴重な財産が失われた。

この豪雪災害に対処するため、82の市町村で豪雪災害対策本部等が設置された。

ア 死者34名、重軽傷454名

イ 住家全壊14棟、住家全壊半壊5棟、住家床上浸水17棟、住家床下浸水188棟

4-2 豪雪災害（平成18年豪雪（平成17年12月～18年2月））

(1) 気象概況

12月から1月上旬にかけて厳冬期並の強い寒気が日本付近にたびたび南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れた。このため、県内では12月を中心に記録的な低温となった。また、上越、中越の山沿いを中心に大雪となった。

1月中旬以降の天気は数日の周期で変わり、気温の高い時期と低い時期が交互に現れた。気温の低い時期には山沿いを中心にたびたび大雪となった。期間中の最深積雪は津南（津南町）で2月5日に416cm、湯沢（湯沢町）で1月28日に358cmとなり、年間最深積雪の記録を更新した。

○ 12月

強い寒気が断続的に流れ込み、強い冬型の気圧配置となった日が多かった。県内は記録的な低温となり、各地で月平均気温の低い方の記録を更新した。また、中旬以降は雪の日が多かった。特に上越、中越の山沿いを中心に12月としては記録的な大雪となった。アメダス地点の最深積雪は平年比300%以上となった所があり、津南、湯沢、十日町（十日町市）、入広瀬（魚沼市）、小出（魚沼市）では12月の最深積雪の記録を更新した。

○ 1月

上旬は強い寒気の影響を受けて雪の降る日が続いたが、中旬からは寒暖の変動が大きくなった。このため、一時的な大雪や、積雪の多い所では雪崩が発生し、また、一時的に融雪が進んだ。アメダスの最深積雪は、12日に津南で397cm、28日に湯沢で358cmの積雪となった。

○ 2月

上旬は冬型の気圧配置となり雪の降る日が多かった。中旬以降の天気は数日の周期で変わった。低気圧の通過後に一時的に冬型の気圧配置となったが長続きせず、降雪量は少なかった。低気圧の通過時に、フェーン現象によって気温が上昇し、雨が降った日もあった。

(2) 豪雪に伴う被害の概要と対応状況

ア 被害の概要

雪下ろし中の転落事故等による死者は32名、重軽傷者は288名に及び、倒壊等による家屋被害が相次いだ。また、雪崩の危険性を考慮した国道405号の通行止めにより、新潟県及び長野県の10集落193世帯が一時孤立したほか、交通機関の麻痺、電力等ライフライン施設の被害等により、県内各地で社会・経済活動に多大な影響が生じた。

イ 対応状況

県では、17年12月26日に設置した「豪雪警戒本部」を、18年1月5日付けで「豪雪対策本部」に切り替え、孤立集落対応、雪下ろしの広域支援、道路除雪の広域支援等の対策を講じたほか、自衛隊への災害派遣要請や消防団への支援要請、除雪ボランティアの活用により、災害時要援護者の住居や公共施設等の除排雪を実施した。

市町村においては、14市町村で豪雪対策本部等を設置して除排雪の対応に努め、うち11市町に対しては災害救助法が適用された。

4-3 豪雪災害（平成23年度の豪雪（平成23年12月～24年2月））

(1) 気象概況

12月から2月にかけて、西高東低の冬型の気圧配置の日が多く現れ、強い寒気が入って気温の低い状態が続いた。たびたび大雪となり、ここ10年間では「平成18年豪雪」に次ぐ積雪となった。

期間中の最深積雪は津南（津南町）で2月12日に357cm、関山（上越市）で2月3日に347cm等であった。

○ 12月

特に24日から26日は、強い冬型の気圧配置となり、山沿いを中心に大雪となった。

○ 1月

冬型の気圧配置は断続的に強まり、上中越の山沿いを中心に大雪となった。

○ 2月

上旬から中旬にかけては大雪となった期間があった。

(2) 豪雪に伴う被害の概要と対応状況

ア 被害の概要

雪下ろし中の転落事故等による死者は29名、重軽傷者は354名に及び、人的被害は18年豪雪を超えた。また、上越市板倉区で発生した地すべりにより、住家4棟が全壊するなどの建物被害が発生、21世帯83人に避難勧告、5世帯20人に避難準備情報が発令された。

イ 対応状況

県では、平成24年1月14日に設置した「豪雪警戒本部」を、24年1月31日付けで「豪雪対策本部」に切り替え、屋根雪下ろしなどに必要な人材等の確保・供給を目的とし、「雪処理担い手確保スキーム」を改めて整理、除雪ボランティアや消防団広域応援、建設業の広域支援などにより、災害時要援護者の住居や公共施設等の除排雪を実施した。

市町村においては、12市町村で災害対策基本法に基づく本部を設置して対策にあたった。また、12市町に対しては災害救助法が適用された。

5 雪崩災害（柵口雪崩災害）

(1) 雪崩の概況

昭和 61 年 1 月 26 日午後 11 時頃、西頸城郡能生大字柵口集落の背後に聳える権現岳（標高 1,108m）の中腹 850m 付近で発生した雪崩は、45 度の急斜面で加速、「大雪積」を乗り越えて、距離 1,800m もの長い距離を走行し、一気に柵口集落を襲った。

雪崩の規模等は、次のとおりであった。

ア 平均幅 200m、長さ 1,800m（発生地点から被害末端部までの水平距離）、高低差 600m
イ 被害に直接関連した推定雪量は、発生区で 6 万 m³、堆積区で 3 万 m³、走行区（撒乱された想定量）で 36 万 m³

ウ 雪崩の種類：面発生乾雪表層雪崩（運動形態：流れ型と煙型の混合型）

(2) 降・積雪等の状況

ア 1 月 15 日から 20 日にかけて暖気の流入により気温が上昇し、ザラメ雪層（積雪深 1 m 以下）が形成された。

イ 1 月 20 日頃に降った雨（10 mm）が雪を引き締め、更に 21 日にこの冬一番の寒気が流入したため、ザラメ雪層がアイスバーンとなった。

ウ 1 月 21 日から冬型の気圧配置となり、29 日まで毎日 30cm 以上の降雪があり、アイスバーン上に軽く乾いた新雪が 2 m 以上積もった。

エ 1 月 26 日は、夜になると雪は降りやみ、北西の強い風が吹き、権現岳山頂付近の雪庇に対し、崩落を誘因させたものとみられる。

(3) 被害の概要（災害救助法適用）

ア 死者 13 名、重軽傷者 9 名

イ 住家全壊 9 棟、住家半壊 2 棟

6 火山噴火（焼山爆発）

(1) 火山爆発の概要

昭和 49 年 7 月 28 日午前 2 時 50 分頃、山頂から北北東及び西北西方向の割れ目に沿ってできた小さな火口群で水蒸気爆発が発生した。爆発で噴出された火山灰は、約 65 万トンと推定され、焼山から 160 km 離れた福島県まで達した。

また、火山灰を含んだ泥水が火口部から直接噴出し、泥流となって火打山川と焼山川を流れ下った。泥流は、河川の流水及び土砂を巻き込んで土石流化し、溪床や溪岸を浸食しながら糸魚川市大字中川原新田付近まで流下した。土石流によって流出した土砂量は、50～60 万 m³と推定される。

(2) 被害の概要

ア 死者 3 名（登山者が火山弾の直撃を受け死亡）

イ 土石流により農業用取水堤埋没、発電所取水堤埋没

ウ 火山灰により約 22ha の農地被害、養殖所の紅鱒被害等

7-1 火災（新潟市大火）

(1) 気象概況

昭和 30 年 9 月 30 日から翌 10 月 1 日にかけて台風第 22 号が日本海を通過した。このため

県内はフェーン現象による高温、乾燥と1日未明の強い吹き返しの風にみまわれた。

新潟市では、30日に最高気温が31.1℃、1日の午前2時52分に最小湿度58%を観測した。

強風は、30日午後から翌1日一杯続いたが、新潟市では出火のあった1日午前3時頃を中心に強い吹き返しの風となり、3時に20.2m/s、3時20分に21.7m/sの最大風速を観測、3時5分には最大瞬間風速33.6m/sを記録した。

(2) 火災の概要

昭和30年10月1日午前3時頃（台風の最強時）に、医学町1番町の新潟県庁の第3分館から出火した火の手は、強風に煽られ瞬く間に付近の建物に延焼するとともに風下である仲通地区に次々と飛び火した。火は、幅員22mの道路を越え、(株)新潟日報社に移るや火勢は一段と高まり、続いて柁谷小路の小林百貨店、新潟市役所、大和百貨店へと延焼し、次いで新潟市の繁華街を総なめにして一面を火の海と化した。

消防機関や自衛隊等による必死の消防活動にも係わらず火勢は容易におさまらず、出火より鎮火まで6時間にわたった。

この大火により、新潟市経済の心臓部である古町商店街をはじめ主要金融機関の大半が火災に遭うとともに、公共営造物7、報道機関2、保険会社9、百貨店2が消失した。

(3) 被害の概要

ア 行方不明1名、重軽傷者244名

イ 焼失面積約278,510㎡、罹災戸数972戸

7-2 火災（糸魚川市大規模火災）

(1) 気象概要

平成28年12月22日は低気圧が発達しながら日本海を東へ進み、全国的に南よりの風が強かった。糸魚川市は朝から強風が継続しており、5時10分に強風注意報、9時35分に火災気象通報が発表されていた。出火当日の最大風速は13.9m/s、最大瞬間風速は27.2m/sであった。

また、天候は曇りのち雨、最低気温は6.1℃、南からの強風に伴い気温が上がり、最高気温は20.5℃であった。

(2) 火災の概要

飲食店（ラーメン店）において、大型こんろの消し忘れにより平成28年12月22日10時20分頃出火した。火災はフェーン現象に伴う強い南風により広範囲に延焼拡大し、焼失面積は約40,000㎡（被災エリア）に及んだ。

今回の火災は、強風により、火元及び延焼先から大量の火の粉や燃えさしが広く飛散し、風下側の木造建築物への飛び火によって、延焼拡大した。また、強い火勢に伴う放射や接炎により、道路を越えた延焼も見られた。これにより、多くの部隊の転戦が必要となるとともに、指揮本部自体も数度移設が必要となるなど、消火活動は困難を極めた。

鎮圧は20時50分、鎮火は翌12月23日16時30分であった。糸魚川市消防本部は、県内外の消防本部の応援を受けながら、長時間にわたり、消火活動を行った。

(3) 被害の概要

ア 負傷者17名（軽傷16名 中等症1名）

イ 焼失面積 約 40,000 m² 焼損棟数 147 棟数

8 海難事故（タンカー「ジュリアナ号」座礁、原油流出事故）

(1) 気象概況

昭和 46 年 11 月 27 日に日本海にあった低気圧が 28 日には北海道の東へ抜け、翌 29 日、30 日は強い冬型の気圧配置となった。（能登半島の輪島上空約 5,500m には、マイナス 38.9℃という 11 月の記録となるほどの強い寒気が入り、高田の初積雪 35 cm という記録も作った。）

このため、県内は 28 日から 30 日まで強風が吹き荒れ、新潟市で 29 日に最大瞬間風速 28.5m/s（西）を最大に、28 日に同 17.2m/s（西南西）、30 日に同 18.9m/s（北西）を記録した。

(2) 座礁事故の概要

リベリア船籍のタンカー「ジュリアナ号（乗組員 46 人、原油 21,742 k1 積載）」は、昭和 46 年 11 月 30 日午前 7 時 43 分頃新潟港に到着し、検疫官及び水先人乗船のため同港西区西防波堤灯台の 245 度 2,130m 付近に投錨していた。

午前 10 時ころ、風向が南西から北西に変わるとともに風速も次第に増し、午後 0 時 30 分頃には最大瞬間風速が 15m～20m/S に達した。

正午頃に来船の予定であった検疫官及び水先人が、午後 3 時 30 分頃になっても来船しないため、船長は転錨を決意し、午後 4 時ころ揚錨を開始した。しかし、船体は、錨鎖の巻き上げとともに風浪に圧流され、新潟港西区西防波堤灯台の 227 度 2,040m 付近に座礁した。

船体は、午後 5 時 12 分頃、船橋後方（6 番タンク）付近で折損し、逆「へ」の字型となり、約 18 分後には船橋後部が沈下しはじめ、更に午後 5 時 37 分頃に完全に二つに分断され、積載中の大量の油（約 7,000k1）が流出するに至った。

※ 海上保安庁、消防機関、自衛隊、及び関係する民間団体等は、事故後 52 日間わたり、船舶延べ 1,042 隻、航空機延べ 131 機、消防車延べ 258 台、車両延べ 1,068 台、人員延べ 26,949 人を動員し、流出油の回収及び分散処理等の活動を実施した。

(3) 被害の概要

ア ジュリアナ号（11,684 総トン）廃船スクラップ

イ 貨物原油流出・消滅、漁業被害

9 油流出事故災害（タンカー「ナホトカ号」重油流出事故）

(1) 油流出事故災害の概要

ア 発生日時 平成 9 年 1 月 2 日 午前 2 時 51 分頃（浸水）

イ 発生場所 島根県隠岐島の北北東約 106 k m

ウ 事故概要

ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」（13,157 総トン：32 人乗組み）は、C 重油約 19,000 キロリットルを積んで島根県沖を航行中に、悪天候のため長さ約 180m の船体部分が船首部分約 50m を残し沈没した。また、船首部分が 1 月 7 日福井県三国町の海岸近くに座礁した。

積み荷の C 重油約 6,200 キロリットルが流出し、本県を含め、島根県から秋田県まで日本海側 9 府県に漂着した。

船尾部は島根県隠岐島の北東約140km、水深約2,500mの海底に左舷を下に70～80度傾けて軟泥の中に後部を半没させて着底している。運輸省の報告書によれば「安定した状況で着底しており、折損等が生じるおそれは少ない。」とされている。

(2) 被害の概要

ア 漂着市町村

能登半島沿いに漂流していた重油は1月17日には、能登半島を越え、1月20日小木町で漂着が確認された。その後、更に漂着し26市町村で漂着が確認された。

(新潟市、上越市、柏崎市、村上市、糸魚川市、両津市、聖籠町、紫雲寺町、中条町、岩室村、巻町、出雲崎町、寺泊町、西山町、柿崎町、大潟町、名立町、能生町、青海町、神林村、山北町、粟島浦村、相川町、真野町、小木町、羽茂町)

イ 気象状況等

1月18日から31日まで冬型の気圧配置が断続的に続き、北西の季節風が主体となった。この間、21日、22日は県内全域に「暴風雪・波浪警報」が出されるなど非常に強い冬型の気圧配置となった。

ウ 回収量

漂着油	3,774.6 (キロリットル)
浮流油	20.1 (キロリットル)
流出油回収量	3,794.7 (キロリットル)

エ 回収人員等

漂着油の回収人員 88,630 (人)

阪神・淡路大震災を背景とした防災意識の高まりを背景に、多数のボランティアが回収作業を行った。

※ 回収人員の差や断崖、消波ブロック等の回収不能な場所もあることから必ずしも回収量が漂着量に等しいとは言えないが、①柏崎市が981.7キロリットル(第1位)、②柿崎町885.3キロリットル(第2位)③上越市632.5キロリットル(第3位)で名立町～寺泊町に至る海岸を中心に漂着した。